

平成30年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用類型 ※2
医療政策課	再就業コーディネーター配置事業	在宅医療福祉を担う看護職員確保のため、再就業コーディネーターを配置する等、潜在看護職員の再就業を支援・促進する事業	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	公益社団法人滋賀県看護協会	8,200,000	在宅医療福祉を担う施設、訪問看護ステーション等の看護職員の勤務実態を把握し、潜在看護職員の情報を蓄積する県内唯一の機関であるため。	2	3イ
医療政策課	在宅医療福祉看護職員専門研修事業	訪問看護ステーション、介護施設等へ再就業を希望する潜在看護職員を対象とした職場復帰のための研修会実施	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	公益社団法人滋賀県看護協会	7,000,000	在宅医療福祉を担う施設、訪問看護ステーション等の看護職員の勤務実態を把握し、潜在看護職員の情報を蓄積する県内唯一の機関であるため。	2	3イ
医療政策課	滋賀県ナースセンター事業委託	ナースバンク事業・看護の心普及事業・訪問看護師養成講習会・調査事業・サテライト事業等の実施	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	公益社団法人滋賀県看護協会	23,000,000	滋賀県が「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条に基づき都道府県ナースセンターとして指定している県内唯一の団体であるため。	2	3イ
健康寿命推進課	リハビリテーション提供体制整備検討事業	県立リハビリテーションセンターの機能再構築を含めた県内リハビリテーション提供体制整備に向けた検討	平成30年11月13日 ～ 平成31年3月31日	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪	7,149,600	県内のリハビリテーション提供体制の課題を抽出し、その整備を多角的かつ客観的に検討できるよう効果的な企画提案を受けた上で事業内容を確定する必要があるため、競争入札に適しないことから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4